

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）につ  
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分をする。

令和7年1月23日

鹿沼市長 松 井 正 一

## 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,394,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,320,175	308,087	7,628,262
	2 国庫補助金	2,104,653	308,087	2,412,740
歳入	合計	44,086,772	308,087	44,394,859

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,295,161	308,087	17,603,248
	1 社会福祉費	9,555,490	308,087	9,863,577
歳 出	合 計	44,086,772	308,087	44,394,859

第2表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯等給付金給付事業	303,963